

司会(島田主幹)

## &lt; 1 開 会 &gt;

本日は、ご多忙のところ福島県総合計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の島田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、ただ今から、福島県総合計画審議会を開催いたします。

## &lt; 2 知事あいさつ &gt;

司 会  
知 事

はじめに知事からごあいさつを申し上げます。

皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところ、こうして審議会に足を運んでいただきましてありがとうございました。

あさってでちょうど11カ月になります。ご承知のとおりこの福島県は、地震、津波、原発、さらにそれに風評被害、それだけかなと思ったら、この1年間を振り返ってみますと、ちょうど昨年のごごろというのは豪雪、今年もまた豪雪ですけども、さらに去年の夏には豪雨、また台風があった。本当に災害の1年であったかなと。特に原発災害については、今日も災害対策会議を開いてきましたけれども、県庁で今、250回やりました。この原発事故というのはそのたびに実は新しい局面を迎えてこの1年が過ぎようかなと、そんな状況であります。

さりながら、そのような中でも福島県の復興計画をつくらなければいけないということで、昨年の6月に、鈴木先生がいらっしゃいますけれども、鈴木先生が中心になって、また県内の識者、外の識者の中で復興計画をつくらせていただいて、これが12月にスタートいたしました。そして、これも先般、福島県の来年度の予算ということで、これも復興計画が半分ですが、1.5兆を超える24年度の予算をつくらせていただき、さらにまた、これは明日になりますけれども、復興庁がスタートする。そして、福島復興再生特別措置法がスタートする。そういう中で、今日までの政策と、さらにまた復興計画の整合性をきちんと持たなければなりません。また、全体としては社会情勢が非常に変化をしてきていることもあり、今日ご出席の皆さんにご参集、お集まりをいただいて審議をしていただくことになりました。復興計画、それと総合計画、そして、その中でも特に国土利用計画の見直し、そしてさらには土地利用計画の見直しということで、皆さんにご審議を賜りたいと思っております。

今年は私自身も復興元年ということで新たな気持ちでスタートをしております。特に、昨年、今年と、県内を歩いている中で、企業も8割近くは再稼働しており、特にまた、特徴なのは、昨年から今年も本当に高校生を中心とした若手が非常に頑張っており、文化の面、スポーツの面で頑張ってもらっているし、また、彼ら、彼女たちといろいろな話をすると、非常にこの福島県をさらにしっかりしな

ければいけない、また、今日までの伝統とか文化をこよなく、ひときわ好きになったという声が聞こえます。今度の復興計画の中でさまざまなアンケートをとったのですけれども、総合計画策定のときよりも、若手の皆さんにはさらに福島で頑張りたいという青少年がいることも、ひとつ皆さんもご認識いただけたらありがたいなと思っております。

すばらしい福島県を創造するために全力で頑張っまいりますので、皆さんにもそれぞれこの件についての審議を行っていただくことをお願いしたしまして、冒頭のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

### < 3 会長あいさつ >

続きまして、鈴木会長からごあいさつを申し上げます。

皆さん、改めまして、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

今、知事のほうからごあいさつがありましたように、来年度の県の予算は1兆円を超える、1兆5,000億円という壮大な計画、予算を組みました。お話がありましたように、その半分はもちろん復興のためであります。そういう中でこれから取り組んでいかないとはいけません。

しかし、11カ月がたとうとしているけれども、この11カ月というのは、我々にとって時間が早く過ぎたのか、ゆっくりなのか、僕にはよくわかりません。これは、被災地の方々、被災者の方々、受け取り方はいろいろだと思いますけれども、私は一つ、原発の地域の町の復興計画にかかわっていて、皆さんにもぜひお伝えしないといけないなと思っていることは、県から離れた被災者の人たちが結構います。その人たちが復興計画の委員に入られたときにどういう発言をするかという、この町の復興計画の今までの計画の議論は、私たちは県外に避難をしていて、しかも場合によるともう戻ってこない、私たちを支援するという中身はこの復興計画の中に盛り込まれるのでしょうかという発言です。復興計画というと、基本的にはふるさと再生計画になる。もちろんそれは重要だけれども、この原発の被害のためにふるさとに戻れない人がいて、その人たちの支援とか生活の復興というのはこの復興計画の中に位置づけてくれるのですかという、こういう声があちこちから聞こえるようになってしまって、私のかかわっている町ではそれをきちんと位置づけましょうということになりました。

要は、この原発を含めた災害で、私たちは被災地や被災者に本当にどう寄り添うのだろうかということが問われていて、実は僕自身が寄り添うということの難しさを今感じています。そういう中で、福島県は特別な被害を受けた。東日本大震災というけれども、福島県が今負っている課題というのは本当に深刻だし、そういう中で私たちは復興計画をこれからも着実に進めていかなければいけない。

しかし一方で、一昨年、平成22年にこの審議会で議論していただいた総合計画、スタートしたばかりで、1年たってこれが基本的に見直しをしないとけないということになってしまいました。2年前の総合計画では、この原発とのスタンスはどういうことかといえば、原発といかに共生をしていくかということで総

司 会  
鈴木会長

合計画を立案しておりました。しかし、今回のこの被害を受けて、復興ビジョンでも復興計画でも、原子力に依存しない、こういう社会を目指そうという基本的な視点を出しましたし、その後、議会でも 10 基全部の廃炉を決める決議をしていただきました。

知事も、その直後にすぐそういう意思表示をしていただいたので、部分的ですけども復興計画の中ではそれを盛り込みましたし、総合計画の部分の見直しは昨年中に行いました。それで、いよいよこの復興計画が本格的に動く段になって、総合計画の整合性を図るための見直しをしようというのが今回我々に与えられた任務になっているかなというふうに思います。先ほど知事もおっしゃったように、新しい福島県の再生特別措置法が、今、国会にかけられております。そういういろいろな後ろ盾だとかそういうものを用意していただきながら、本当に福島県民、もうちょっと言うと被災地や被災者の人たちに少しでも夢や希望を与えられるような我々の県の施策文を何とかつくり上げていければいいなと思います。

この間にも、皆さん、被災者の人たちは、仮設住宅だとかいまだに避難所で生活している人たちがおられます。そういう中で、私たちがいち早くそういう人たちにも声が届くような施策を練り上げていければいいなと思います。ぜひ皆さんも、身近なところでの課題だとか問題をみんな組み合わせていきながら、すくい上げながら、そういう計画を練り上げていくことに皆さんで知恵を出し合いたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

ありがとうございました。

#### < 4 諮 問 >

ここで、「福島県総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』の見直しについて」、「福島県国土利用計画の見直しについて」、さらに「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、知事から当審議会に諮問がございます。

恐れ入りますが、会長、知事よろしくお願いいいたします。

( 諮問文朗読 )

福島県総合計画審議会議長様

福島県知事

福島県総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』の見直しについて(諮問)

東日本大震災及び原子力災害からの復興を図り、本県を取り巻く社会経済情勢の重大かつ急激な変化に対応するため、福島県総合計画審議会条例(平成 14 年福島県条例第 92 号)第 1 条の規定に基づき、総合計画の全般にわたる見直しについて、貴審議会に諮問します。

福島県総合計画審議会議長様

福島県知事

福島県国土利用計画の見直しについて(諮問)

本県を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応し、適正かつ合理的な県

司 会

司 会

土地利用を図るため、福島県総合計画審議会条例（平成 14 年福島県条例第 92 号）第 1 条の規定に基づき、福島県国土利用計画の見直しについて、貴審議会に諮問します。

福島県総合計画審議会会長様

福島県知事

福島県土地利用基本計画の一部変更について（諮問）

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 14 項で準用する同条第 10 項の規定に基づき、福島県土地利用基本計画の一部変更について、貴審議会に諮問します。

（諮問文以上）

よろしく申し上げます。

ただ今の諮問文につきましては、写しを委員の皆様にもお配りいたしますのでご覧ください。

なお、知事は所用により、ここで退席させていただきます。

（知事退席）

では、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

本日、机の上にご用意させていただきましたものが、福島県総合計画審議会次第、福島県総合計画審議会出席者名簿、席次表、これら 3 枚と、資料 1 福島県総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』の見直しについて、総合計画関連資料 東日本大震災後の福島県人口、資料 2 福島県国土利用計画の見直しについて、資料 3 福島県土地利用基本計画の一部変更について、これら 4 つの資料と、それから、国土利用計画及び土地利用基本計画関係の参考資料といたしまして、「総合計画審議会委員用資料」という青いファイル、さらに参考として福島県総合計画、福島県総合計画審議会条例、福島県総合計画審議会委員名簿をお配りしております。不足等がございましたら事務局までお知らせ願います。

では、これ以降は、福島県総合計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、鈴木会長、よろしくお願いいいたします。

< 4 議 事 >

それでは、ここからは私が議事の進行役を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

いつものように、議事に先立ちまして定足数を確認いたします。

本日は、委員現員 25 名ですが、そのうちの 16 名がご出席であります。本審議会は有効に成立していることを、まず確認いたします。

続きまして、議事録署名人 2 名を選びたいと思います。私のほうから議事録署名人を指名させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

知 事  
司 会

司 会

議長（鈴木会長）

議長	<p>ありがとうございます。それでは議事録署名人をご指名申し上げます。  お一人は塩谷委員、もうお一人は長澤委員にお願いします。よろしくお願いいたしますします。</p>
議長	<p style="text-align: center;">議 事 1</p> <p>今日の議事に早速入ります。議事の1、「福島県総合計画『いきいき ふくしま 創造プラン』の見直しについて」であります。これについて事務局のほうから、まずご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
復興・総合計画課長	<p>復興・総合計画課、松崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の1をご覧くださいと思います。総合計画の見直しについてということであります。</p> <p>総合計画につきましては、県の最上位計画であります。昨年策定をいたしました復興ビジョン・復興計画を含めたあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針として大きな方向性や施策を示すものであります。ただ、今回の東日本大震災及び原子力災害などによりまして、本県を取り巻く社会経済情勢が計画策定時の想定を大きく超えて変化しております。全面的な見直しを行うという趣旨でございます。</p> <p>1番、見直しの対象であります。下の枠を見ていただきたいと思いますが、すべてについて見直すことになると考えております。ただ、章の立て方、左側にありますが、第1章から第6章までございます。この章の立て方は現行の計画を基本としたいと考えております。それから、福島の将来をつくっていく上での構成要素としております「人と地域」を礎にして、活力、安全・安心、思いやりという3柱につきましては、この計画の基本としたいと考えております。活力、安全・安心、思いやり、ともにこれまで以上に必要となっているというふうに考えているところでございます。</p> <p>それから2番、計画期間でございますが、今後検討することとしたいと考えております。案といたしましては、昨年策定した復興計画と終期を同じくするという考え方がございます。参考までに、復興計画は23年から32年までの10カ年計画としておりまして、そういう意味で32年までにするという考え方が1つございます。それから、現行の計画が30年先を展望して5年間の計画として策定をいたしましたので、これを再び当てはめるといいう考え方もあるかと思っておりますが、わかりやすさの観点からも、復興計画と同じ終期にするというほうがいいのではないかと考えているところでございますが、この辺について委員の皆様方のご意見もいただきたいと思っております。</p> <p>続いて2ページ目、3の見直しの視点でございます。先ほどからお話が出ています復興計画でありますけれども、復興計画の内容を今回の見直しに反映をさせるという視点が1つ、それから、復興ビジョンと復興計画が取り扱っていない視点ということで、人口減少社会に向かう対応など、これらについて改めて考える必要があるのではないかと。それから、見直しの中で定量分析なども必要ではないかという視点。それから でございますが、2年前に総合計画を策定したわけな</p>

のですけれども、それからこれまでの間に変化している社会経済情勢なども考えていかなければならないのではないかと考えております。それから であり ますが、今の現行計画の中で、計画期間内の人口や経済推計をしているわけなので すが、今の状況を踏まえて改めてこの辺も検討しなくてはいけないのではないかと考えております。それから の指標の見直し、現在の計画の中に 149 ほどの指標がございます。その目標値を変えるだけでいいのか、それとも指標そのものを別なものにしないといけないのかということも含めて考えていきたいと思っております。それから の国土形成計画、国のほうでつくっている計画が ございます。これの東北版の東北圏広域地方計画について、今、国のほうで見直しを進め始めているところでございますけれども、これとの整合も図っていき きたいという観点。それから であります。記載内容の簡略化ということで、今の計画、170 ページを超えるほどの大変厚いものになっていて、なかなか一般の 県民の方がとつきにくいという話も ございます。この機会に箇条書きにするなどして簡略化したらどうかということも ございます。このほかに、どんな視点を考 えなければいけないかということのご意見もいただきたいと思っております。

次に 4 の見直しのスケジュール、3 ページで ございます。左側に大まかに日程が 入っておりますけれども、24 年の 2 月、総合計画審議会、これは今回のこと であり ますが、この後、この審議会の中に見直しの検討部会をつくって、月 1 回ほ どの検討を進めていただいて、夏ごろまでには中間整理案を取りまとめたいと。 その後、県民の意見を聞く機会をつくって、10 月の終わり、11 月ぐらいには改 訂素案をつくっていただきまして、最終的に 12 月の県議会で議決をいただき たいと、そのようなスケジュールで進めていきたいと思っております。

それから 4 ページ、今ほど申し上げました検討部会の設置であります。まず、 趣旨でありますけれども、4 行目、総合計画の見直しを機動的・効果的に実施す るために、審議会委員で構成する部会を設置したいと思っております。現行の総 合計画策定時もこれと同じような部会をつくっています。それと同じような体制 としたいというふうなことを考えているところで ございます。

3 の人数でありますけれども、10 名というふうに考えているところで ござい ます。

それから、部会の設置期間でありますけれども、見直しの答申、11 月ごろを想定し て おりますけれども、その答申時までにはしたいと思っております。

それから 5 番であります。審議内容の取扱いでありますけれども、部会におい て 審議した結果を審議会のほうに報告をして、審議会のほうでも審議をいただく ということ、部会を何回か開催する予定でありますけれども、その都度、ほか のメンバーの皆様にはお知らせをしたいと思っております。

6 については設置根拠でありますので省略したいと思います。

それから、総合計画の関連資料ということで、東日本大震災後の福島県の推計 人口という資料がお手元にいつているかと思っております。今後、先ほども申し上げま

した人口経済推計などを検討していくこととなりますけれども、今日は手始めとして現状を認識していただきたいということで、既に報道等で公表されておりました、もう皆様ご存じだとは思いますが、今後、総合計画を検討していく上で基礎となるものであります。改めて現状を見ていただきたいと思っております。

それでは3ページをご覧いただきたいと思っております。人口の推移でございますので、ここでいう人口というのは2ページ目の一番下のところを見ていただきたいと思っております。22年の国勢調査による人口の確定値をもとに、毎月の住民基本台帳による転入・転出者、それから出生・死亡者数、さらには外国人登録者の移動を加減して得たものということでありまして、市町村役場に届出があったものと考えていただければと思っております。

今回、東日本大震災それから原子力災害の発生後、福島県の人口は急速に減少して200万人を下回っているという現状がわかるかと思っております。現計画がスタートしたのが22年の4月でありまして、そのときには203万人ほどありまして、3月の震災以降、急激にこの棒グラフが小さくなっているということで、23年の10月には現行の総合計画の想定では201万7,000人だったのですが、現実には198万9,000人ということで、約3万人ほど乖離が見られるということでもあります。

3ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、これは22年度、23年度の減少数を比較したものであります。総合計画でも言っておりますけれども、人口減少社会になっていて、毎年少しずつ減っております。平成22年度は、上のグラフの一番右側でございますけれども、1年間に約1万4,000人減っております。23年においては、これが4万4,000人ほど減っているということで、3万人ほど減っている数が大きくなっているということでもあります。さらに、3ページの上の丸の2つ目でありまして、平成24年1月の人口は198万人であります。この数値には県外避難者約6万2,000人ほど今現在いるといわれておりますが、これのうち、住民票を移動していない人が含まれております。198万にはそういう人が含まれておりますので、実際の人口は198万よりもさらに少なくなっているということだといわれるところであります。

それでは、4ページ、5ページをご覧いただきたいと思っております。転出入超過数の推移であります。大量の人口流出、住民票の移転が続いているということでありまして、このグラフ、その前の月からの増減数を拾ったものでございまして、左側に数値がありますけれども、ゼロより下というのは前の月よりも減少しているということでもあります。23年3月のところから大きく減っていて、少しずつ回復はしている、減少数は少なくなっているものの、ゼロ以下にずっとありますので、転出超過現象が止まっていない、転出超過が続いているということがここでわかるかと思っております。

それから5ページであります。それではどういう人たちが転出しているのかということでもあります。これも22年と23年を比較しました。22年、上の表でありますけれども、どこが減っているかというところ、15～19、20～24、ここがほか

の年代に比べて大きく減っているのがわかるかと思えます。一番右側で、15～19が2,620、20～24が2,627人、ここが大きく減っているということがわかるかと思えますが、それに比して23年でありませぬ。こども当然減り方が大きいわけですが、それ以上に減り方が大きいのが0～4、5～14、25～29、30～34、35～44と、子どもとその親というところの減り方が大きいということが読み取れるかというふうに思っております。そういう状況に、今、福島県が置かれているということでございます。

それでは、6ページ、7ページをご覧いただきたいと思えます。これは市町村別の減少率を色を染めたというところでありまして、上が22年、下が23年の状況であります。22年のときは一番濃いところはありませぬでしたが、23年、原発の相馬地方、双葉地方、この辺の色が濃くなっているというのはわかるかと思えますけれども、県北から浜通り、この辺の色が濃くなっているかと思えます。あるいは郡山市もこのように大きく減少しているということがわかりかと思っております。

最後に8ページ、9ページでありますけれども、今回の被害の大きかった浜通り地方の総生産額をグラフ化したものであります。相双地域においては、電気・ガス・水道というものが46%を占めているということで、原子力発電、火力発電によるところが大きかったということがわかるかと思っております。これにかわるものを今後つくっていかねばならないと思っております。いわきは製造業が多いということでございました。

こういう状況にあるということをおまづ今日はご認識をいただき、今後、審議会の中の検討の中で見ていただければと思っております。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

ただ今、県のほうから総合計画の見直しの進め方についてご説明をいただきましたが、要は、今のご提案のように部会を設けて総合計画の見直しを進めていくわけですが、基本的な進め方についてご説明がありました。このような進め方でよろしいかどうか皆さんにお諮りをいたします。説明の中身のご質問でも結構です。どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見等を承りたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

皆さんに事務局のご説明の中でお諮りしましたように、1ページ目の一番下のところ、計画期間は今後検討することにするということなのですが、参考としてこんな考え方がありますよということが出されています。これについても、今のところは復興計画のタイムスケジュールに合わせながらというのが無難かもしれないと思ひながら、皆さんもこれについてご意見があればというお話でした。ご意見をお寄せくださればありがたいです。

この国土計画、審議会でおまづ審議してきた部分と現在はお大分違ってくると思ひます。それで、今、特に私は懸念しているのは、福島県の地域が全国でも広範囲な国土であるという、この国土が荒廃しない方法を考える必要があるのではないかと思ひます。これはどういうことかという、一番の弊害は、やはり中山間地に大きな家があつて空き家が多い、あるいは老人世帯だけで住んでい

議長

田子委員



る、その解消をする必要があるのではないかと考えるのですけれども、それは、二世帯、三世帯の同居制度を推進するという全国でも特徴のある進め方をしたほうがいいのではないかと懸念を持っているわけなのですけれども、例えば、若い者が別居してまちに出ていくというようなことになりましたと老人問題が解決しない。それから、親子関係が希薄になってくる。あるいは、住宅を新たにつくるためにローンを組んで共稼ぎをしなければならない、鍵っ子が多くなってくると。いろいろ問題が今吹き出しているのではないかと思うのです。そういうのは昔は二世帯、三世帯の家族が多かったのですけれども、それで結構、子どもも立派に育ててきましたし、隣組の助け合いのきずなもしっかりしていましたし、そういうことがすべて今現在はなくなっているということ。これを福島県で全国に先駆けて、そういう同居をすることによって促進策を検討して高めていくという施策をぜひ入れて検討してもらいたいなというふうに考えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

人口減少、高齢社会というのは、今のところは間違いなく拒否しようもなく進んでいくわけです。今のお話のように、そういう時期にどういうライフスタイルを福島県でとるかということがひょっとすると人口減少を食い止める効果をもたらすかもしれないという、こういうとらえ方なのでしょうか。多分それはいや応なしに、この人口減少、高齢社会に向けて、福島県がどういう対応をするかというのは大きな課題だと思いますので、ぜひそういう観点をこれからの検討の中で入れていただきたいということで承りたいと思います。

関連する観点でも結構ですし、ほかの観点でも結構です。どうぞ。

早矢仕委員

私のほうから、復興計画をこれからいろいろと検討していく上で、ぜひ皆様にお願という形で発言させていただきたいのですが、双葉地方でああいう事故が起こりました。毎日のようにテレビやニュースで原発の映像が皆さんの目には届くと思うのですけれども、私が思うには、同じ福島県の中でもものすごく温度差があるということを私は実感しました。

それで、これから復興計画なり総合計画なり、いろいろ計画を進める上で、なにせ福島県は今、世界が注目していると思うのです。私たちがどういう動きをするかという部分にもものすごく注目していると思うのです。ですから、一度、遠くからでもいいですから、このメンバーの皆さんと一緒に双葉郡を視察していただきたいと私は切に希望します。日時的な調整とかもいろいろあるとは思いますが、もちろん、線量の高い大熊地方に行くのはちょっと難しいかとは思いますが、今、双葉郡に誰も住むことができない、この状況を、ちょうど1年がたつこの時期に皆さんで見に行ってくださいということが今後検討していく上で必要なことではないかと思っております。いかがでしょうか。

議長

このご意見に、そうだとか、怖くて行けないとか、何か反応があればお寄せください。

ちなみに早矢仕さんはどこでしたか。

早矢仕委員

私は富岡町なのです。たまたま私が住んでいるところは線量が低いのですけれ

議長

ども、富岡町の現状、人が住んでいなくなったことの大きさ、こっちのほうが多分皆さんショックを受けると思うのです。事故は事故で受けとめて、人が住んでいなくて荒廃したということの現実を、ぜひ皆さんに見ていただきたいと私は思っています。

ありがとうございます。

いかがですか、今のご意見は。

鈴木幸男委員

三世代同居関連のことでいいですか。事例としては、北陸三県を見れば、つまり、福井県、富山県、石川県、これは特に福井、富山は三世代同居の割合が高いです。それは、古来伝統を見守って、そういうふうな風土が、生活の暮らしが育っているのです。あと、全国的に見ると福島県も結構三世代同居が多い県に入っているのではないかと思います。これは数字は調べないからわかりませんが。

それで、どうしてそうなのかということを考えてことがあります。やはり、働く場が、福井県などは特にそうですが、子どもが何も都会に出なくても、就業する場、雇用の場がちゃんと確保してあるのです。そういうことだと思います。私はいわきなのですが、いわきの若者も、高校を出て、大学を出て、都会に就職していってしまうのです。それはなぜなのか。いわきは県内に誇る製造業中心の工業都市です。しかしながら、雇用の場が満足のいくほど確保されていない。そういうことが原因となりまして、やはり、今これは大変な状況を迎えているわけですが、ぜひ産業振興をまずやって、若者が都会に、県外に出ていかない、出ていなくても大丈夫だということを実践していくことが大切なことだと私は思うのです。

以上です。

議長

ありがとうございます。

田子さんのご意見に対して、それを裏づけるのは雇用を確保することなのだというお話だと思います。多分、この雇用だとか就業形態というのは、これまでのような企業誘致をやっただけではどうにもならなくなっているの、地域の中で生み出す雇用形態だとか就業形態を何とか創造していかないといけないですね。多分今度の災害では、そういうことも大きな課題として出てきているかなと思いますので、重要な観点かと思えます。

長澤委員

今度の「いきいき ふくしま創造プラン」の見直しの件についてなのですが、私は南相馬市で、非常に複雑な感じ等が今醸成されております。

一つには非常に後ろ向き、ちょうど1年目を迎えて、津波で全滅、それから避難区域、勧奨地点、その他、経済の低迷、医療機関の非常に危機的状況、そういった非常に負の面、負の部分で、ここに住んでいる地域住民が非常にマイナス思考に陥っているというのがありながら、一方では、やはりそれでもなおかつ、この地域を自分たちの力でできるところはやっぺいこうという、そういうエネルギーをつなぎ合わせていこうという動きもあります。

それで私は、今度の「いきいき ふくしま創造プラン」の見直しについては、やはり、福島県内、特に原発の相双地域も含めてですけれども、福島全体の県民が、この見直しされたふくしま創造プランに夢と希望が、この創造プランで何と

か私たち県民が一丸となって世界に誇れる福島県ができるのだという、そういう力強いメッセージがやはり見直しの中にきちんと文章で、生きた文章で書かれていくと、それが私は一番必要ではないか、必要という以上に、今求められていると思うのです。ですから、とにかく、このふくしま創造プランの見直しについては、復興計画のビジョン等々の施策とともに、やはりそこを重ね合いながら、委員の皆様方の英知を結集して、生きた創造プランになるように臨んでもらいたい。

以上です。

ありがとうございます。

今のお話、すごく重要だと思います。政府の復興構想会議の提言とか、それから、7月29日、その後、8月11日に政府の災害対策本部が出した復興の基本方針でしたか、ご覧になっている方は多いと思います。あのいずれを見ても、基本的な政府のスタンスはどういうふうに書いてあるかということ、復興の主体は被災地の住民に最も近いところにある市町村です、この市町村に県や国がどう寄り添うかということが重要だと書いてある。僕は今のところ、政府がそういう方針や姿勢で本当にいるのかなとちょっと疑問を感じたりしていますが、多分そういう中で、市町村といっても今の状況からいうと復興の主体となるには非常に厳しい過酷な状況、だからこそ県の役割とかそういうものがありそうな感じがしているので、本当は市町村が復興の主体であるという理念は正しいと思います。そのところを後押ししながら、県が、市町村が前向きになれるようなどういった施策ができるかというスタンスが多分これから要求されるようになって、県が多分、俺が、俺がという立場ではないと思うのです。やっぱり、地元の市町村が頑張れる環境をどうつくるかというのが県のスタンスでいいのかなと私は思っていますし、今のような意味でのおっしゃるような発言を市町村にどう発信するか、被災地にどう発信するかということは、今度の計画の中で追求していく必要があるかなと思います。

余分なことを言ってしまうとごめんなさい。ほかにいかがでしょう。

震災後なのですけれども、復興に向かって一歩ずつ進んできた中で、すごく印象に残っていることだと思っています。それが復興につながったのだと、私は復興につなげていると思って日ごろ感じているのですけれども、それは全国的に知られている「きずな」という言葉、あとは「希望」、あとは「子どもの笑顔」、これがやはり震災によって深い深い心の傷、そしていろいろな悲しみ、そういったものを前向きにさせてくれたのがこの3つの言葉だと思うのです。

それで、今までつくっていた総合計画の中には「人と人とのきずなづくり」というものは入っていたと思うのですけれども、「希望」という言葉とか、あとは「子どもの笑顔」という言葉があまり入っていないような気がするのです。それで、震災後を思い出してみると、佐藤知事さんが全国放送に向けたことがすごく私は印象的だったのですけれども、高校生の新聞に載っていた手紙というか、思いというか、ああいったものがやっぱりずっと復興計画なり総合計画に残すべきだと私は思うのです。

議長

渡邊委員

そういったことから、やっぱり福島県がこれから元気につながるもとなったのは、人と人とのきずなづくりによって希望が生まれ、そして子どもの笑顔につながって復興に向かっていったというふうな歴史的なものを残していくべきではないかなと私は思うので、総合計画と、そして復興計画の中に、やっぱりそういった3つの言葉をぜひ強調して残してもらいたいなというふうに、それがやっぱり、今の子ども、10代や20代の若い世代の子どもたちが大人になったときに、やっぱり今の福島のことを次の世代に伝えていくようなことにつながっていくのではないかと思うのです。だから、はっきり言ってしまえば、今、10代、20代の子どもたちが70ぐらいになったときに、よかったな、よくなったなというふうな思いにつなげていくことがこういったことかなと思うので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございます。

部会をつくって、メンバーの方々も、そこいらを次世代にどういうふうに伝えるかという、場合によってはそういう意見を反映させることも意識しなければなりません。

瀬谷委員（山田様）

商工会議所の瀬谷会頭の代理で参りました、山田でございます。

先ほどの計画期間の件は、今後見直しを具体的に進めていく中で、その計画については検討されていけばよろしいのかなという感じを持っております。

それと、実は福島県復興再生協議会というものが、国それから県、あとは関係団体で、私どもの会頭もそのメンバーに入って、この前、4回ほど実施されました。今の福島県のありようを具体的に話を進めていく大変重要な場なのですが、その場で、ある町長さんが分断という言葉非常に強く力説されます。分断が進んでいると。もちろん、それはご自身の地域のことも踏まえているのでしょうけれども、例えば、地域のコミュニティの分断であるとか、あるいは家族間の分断、これは先ほどの子どもさんと母親が避難している、お父さんは地元に残っている。そういう状態が非常に多くそういう現象が出ているということであるとか、あるいは国と地方の分断、非常に私は重い言葉だと思って受けとめていつも拝聴しているのですけれども、つまり、多分福島県というのはある意味で、もうきれい事ではないのです。ですから、これまで大震災を受けて多大な被害を被って、これからどうやってこれを復旧・復興するかという非常に重要なものであるわけで、それを今度、このプランの中に再度見直しをかけて落とし込んでいくということなものですから、ある意味でこれは我が国始まって以来の動きになってくるのだろう。そういう意味ではかなり注目されているということも一面にあるかと思えます。

私はやはり、計画は計画で、粛々と、淡々と、その計画を実施すればいいという見方がややもするとあるのですけれども、福島県はそれはもう待ってられないのです。したがって、いろいろ総論はあるのですが、これから見直しの中では、先ほど長澤さんが言われたように、やはり注目されているプランであるがゆえに、どれだけここに魂を吹き込んでいくか、非常にそういう見直しの場面というのは重要になってくるのだろうという感じがしておりますので、私どもはこの審

議会の委員というメンバーであるわけですがけれども、やはり、かなりの責任を背負いながらこの問題・課題に取り組んでいく必要がある。そうでないと、やはり福島県がこれから本当にどうなっていくのかという大変難しい場面がよりいっそう多くなってしまふことが懸念されますし、そういうものに負けてはいられませんので、ぜひ全力でこのプランの見直しに当たっていく必要があるという感じがしたものですから、感想も含めて申し上げます。

議長

僕は、徐々に徐々に分科会のメンバーがちらついているのですけれども、メンバーになられる方、ぜひ今までのご意見をそれぞれ反映させるように頑張っていたきたいと思います。

ほかのご意見、あと何人かからお聞きしたいのですが、いかがですか。要は、今、県の事務局のほうで用意されたこの新しい計画の見直しについて進め方が書いてありました。それを補強するような意味でご発言いただいておりますが、この進め方について何か、これでいいのかという疑問だとかそういうことも提示していただければありがたいです。

田子委員

先ほど雇用という話が出ましたけれども、私は雇用する側の経営者側の一員として、今、日本はこの円高のデフレの時代に、会社が伸びる状態ではないのです。雇用というのはそんなに増えていくような状態でもないし、まして地方に会社が出てくるという状態はもう終わったと思うのです。ですから、自ら自助努力して自分の会社を立て直していくという状態であって、安易に雇用などを拡大できるような状態ではないという考えでこれから世の中進んでいかなければならないと思うのです。

今、私が一番懸念しているのは、小名浜に今度イオンモールという巨大な施設ができるのです。これは2月初めに初めて私らは新聞紙上でわかったのですけれども、これは何年か前に県の商業まちづくり条例で、6,000平米以上は規制するというような条例をつくったのですけれども、この辺に引っかけられないのかどうか。いわき全域の郡部の商店は、もう閉鎖するような状態になってしまうと思うのです。いわきだけではなくて、1千万人の交流人口を予定しているのだそうですので、これは北茨城、水戸近くまで全滅、商店街はつぶれるのではないのかというような考えを持っているのですけれども、その辺、まちづくり条例の網にかからないでそういうことができるのかどうか、県の担当の人の考えをお聞かせ願いたいのです。これは全くいわき市では、我々商工団体に相談がなくて、インターネットで公募して協定を結んだということなのですから、大変な危機感を持っている状態なのです。

そんなことで、今、福島県でこういう状態で雇用などは全く考えられないので、勤めたくても勤めるところはこれからは出てこないと思うのです。ですから、少なくとも、今現在商売をやっている皆さんが閉鎖しないで、地域のために、地域住民のコミュニティづくりのために努力していくしかないと考えていますので、小名浜のほうの、条例に引っかけられないのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長

これは、総合計画の中でそれをどう位置づけるかということですか。

田子委員 議長	<p>そうです。</p> <p>商工労働部の方は今日ここにおいででしょうか。例えば商工労働部も幅広い、商業まちづくり担当部局ですね。今は無理だったら無理でも結構です。</p>
商工労働部企画主幹	<p>商工労働部の渡辺と申します。</p> <p>イオンの計画の件については我々も承知しておりますが、私はこの条例との整合性の部分については現在承知しておりませんでしたので、後ほど改めてご報告させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>田子さんが言われた6,000平米以上のものというのは、すべての地域にかかわるわけではないのです。要は、我々の商業まちづくり条例をつくる時の検討は、まちなかにつくるのは一定認めているのです。要するに、都市計画の郊外だとか農村部につくること、これがまちのにぎわいを壊してしまうので、その点については6,000平米以上のものは、実質的には1万平米になりますけれども、それ以上のものをつくることは抑制しようというのが商業まちづくり推進条例の趣旨なのです。だから、立地するところがどういう場所なのかによって認めざるを得ないということになるかもしれません。それはちょっと僕は立地場所を確認できていないので、ただ、4万平米でしたか。</p>
田子委員 議長	<p>10万以上です。複合施設ですから、スーパーではなくて。</p> <p>4万と聞いたけれども、そうですか。それはここで議論してもしょうがないので後で確認しましょう。</p> <p>では、その点はまた福島県でどういうやり方をするか。商業施設もそうだし、既存のまちをつぶしてしまうような動きに対してもいろいろ考えていかないといけないという観点でご発言があったと思います。</p>
田子委員 議長	<p>雇用は生まれないというお話に対しては、私は必死になって生み出そうと思います。例えば、この間、これは県の対応で頑張ってくれましたけれども、1万6,000戸の仮設住宅を全部プレハブ建築協会に頼んだら雇用は生まれません。そのうち6,000戸を県下の事業者が発注する仕組みを福島県が考えてくれたのです。その中ではどういうことを考えたかという、県内の事業者が発注する、大工さん、作業員も、できれば災害を受けた被災地の人を雇用してほしい、これも条件に入れています。この6,000戸の県内事業者が発注したこととか、多分住まいづくりも、こういう仕組みができてくると、例えば70万世帯、これから60万世帯、移っていくかもしれません。こういう人たちの住居づくりを、住宅建設は産業連関が非常に大きいですから、そういうようなところで地域内循環型の経済の仕組みができればいいと私なりには必死になってやっているつもりで、これは僕は、雇用が潰れることを少なくとも阻止したいと思っています。</p> <p>今、短期間には復興需要で、いわきと仙台、盛岡は景気がいいといわれていますけれども、これは長く続く需要ではないのです。</p> <p>だから、僕が申し上げているのは、住まいというのは、そこに人が生活する限り、住まいの需要は必ず生まれます。それが60万世帯という秘密です。それは60万世帯の人たちが、例えば100年も200年も住宅をもたせられるわけがないの</p>

で、それをこれまでのように大手住宅メーカーに任せるのか、地域経済として対応するのかという勝負どころになってきます。それに取り組んでいるのは、岩手県でも出ていきいているし、いろいろなところで出てきているのです。それを地元の建設業者の方々、商工業界の方々が連携したらいかがだろうかということこれから取り組んでいきたい。他の業界もあるかもしれません。私はたまたま住宅政策をやっていたのでそういう取り組みを今やっています。これまでのように、多分、誘致型の企業で雇用を生み出そうというのはきついかないと思いますので、そこに生活がある限り需要が生まれる、それに地元の産業界がどういうふうに対応していくかということで切り替えていったらどうかと思いますけれども、これは、山田さんのところもぜひ、一工夫、商工会議所としてもやっていただきたいと思います。

瀬谷委員（山田様）

関連しますと、今、放射能の除染も同じなのです。除染は、この前は南相馬さんで、あれはプロポーザル方式で大手が取ったようですけども、我々から見ればどうかなという落札価格の決定はあったようです。

いずれにしろ、除染の仕事は全県下でもものすごいのです。そういう意味では、除染にかかわることを一つとってみても、雇用というのは期待はできます。ただ、非常にやはり、他の業種と違うのは、なかなかそこに人夫の方が集まってきていないのです、残念ながら。これはどうしても、先ほどの宮城とか岩手とか、そういうところに今非常に労働作業者が実は流れているという現状はあるのです。どうしてもこちらは放射能リスクというものがあるものですから、それで福島市も任意の除染組合を立ち上げたのです。できるだけ地元で請けていこうと。ですから、議長が言われたように、それぞれの業界が自分たちでどうそれに取り組むかという姿勢が非常に大事になってくるのです。それでないと、なかなか行政から何かおこぼれをいただくような、いわゆる末端ではだめだという感じがするものですから、今、そんな意気込みで、何とか地元にお金が回るように、いろいろな組織も含めて必死になって動いているという状況にあります。

議長

ありがとうございました。

いろいろ、これまで皆さんの中から総合計画の見直しを進め方についてご意見がありました。いずれにしても見直しをやらなければいけない、それは今は必要ないというわけにはいかないでしょうから、見直しを進めるということで皆さんからいろいろな注文を前向きの方でご意見を承ったと受けとめさせていただきます。

事務局から説明がありましたが、これを進めるに当たって、このメンバーの中から 10 名で構成する見直し検討部会を設置するという、これを設置することについてご了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議長

了解していただけたら、委員になるときは拒否しないでくださいね。

では、それはご了解いただいたということで、案のとおり 10 名の部会を設置するというにさせていただきますと思います。

それで、この部会委員の選任につきましては、実はこれまでも何度も経験済み

のことで、総合計画審議会条例第6条第2項の規定で、部会に属すべき委員は会長が指名するとなっています。ですので、この部会の設置に向けて私のほうから指名をさせていただくというふうにしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

議長

部会の委員につきましては、環境だとか産業振興だとか、総合計画の見直しに必要なそういう分野の方々もおられます。ですから、そういう方々も目配りをしながら委員を選ばせていただきたい、こんなふうに思っているところです。

皆さんのお手元の「福島県総合計画審議会委員名簿」をご覧ください。私のほうから名簿の順に、上から順番に、委員の名前をこれから申し上げます。

今日は出席しておられませんが、まず、久保美由紀委員、佐藤正博委員、塩谷弘康委員、庄條徳一委員、瀬谷俊雄委員、橘あすか委員、長澤利枝委員、早矢仕恵子委員、結城美智子委員、結城さんも今日はおみえになっていません。それで、今読み上げたのが9名なのですが、そこに私を含めて10名ということにいたしたいと思います。よろしく願いいたします。今、申し上げましたように、今日は久保委員、庄條委員、結城委員はご欠席ですが、事務局のほうから本人にお知らせいただきたいと思います。

それでは、先ほど事務局から資料1によりまして総合計画の見直しの視点等について説明がありました。皆様のほうから今回の見直しに当たっているいろいろなご意見を既にいただきましたので、これは部会が発足した時点で皆さんの意見を吸収していきたいと思います。

それで、この議論は一応閉じさせていただきますが、もう一言言いたいということがあれば、念のためご発言を認めますが、いかがでしょうか。

長澤委員

1点だけなのですが、見直しの視点のところなのですが、2ページです。事務局のほうから、その他にという言葉があったような、なかったような気がしてきたのですが、ちょうど震災1年後に私たちのこの見直しの作業に入るわけなのですが、この震災1年後の被災者の意識調査を行うことがタイムスケジュールの中でできるかどうか、この点だけお聞きしたいのですが。

議長

スケジュール上できるかどうかですか、やるかどうかではなくて。

長澤委員

そうです。震災1年後ですので、県民の、被災者の意識の変化というものを、やはり私たちはきちりと把握しておくことが大切ではないかなと思っております。現場にいる方は別として、皆さんで共通認識を持つためには必要ではないかと思っております。もし必要とするなら、この総合計画見直しスケジュールの中に、非常に厳しいスケジュールですので、それができるかどうかということです。

議長

市町村の中で既にやっているところとか、これからやろうというところがいくつかあります。それがあっても県としてもやるべきだと、こういうことでしょうか。

長澤委員

それが、きちんと生きた調査として私たちの手元のほうに資料として入れば、私はそれは構わないと思います。

議長

したがって、要は、技術的にやろうとしたら、このスケジュールで間に合いま



<p>長澤委員 議 長 復興・総合計画課長</p>	<p>すかという質問ですか。</p> <p>そうです。</p> <p>答えられるかどうかわかりませんが、事務局のほうでいかがでしょう。</p> <p>調査の範囲にもよるかとは思いますが、今ほど鈴木会長から出た市町村でやっている意識調査もありますし、福島大学でやっている調査もあります。そういうものを活用するという方法もありますし、改めて調査をするということもあると思いますので、その辺は検討させていただきたいと思います。この期間の中でやれる範囲の数というのですか、母数というのですか、そういうものを考えなくてはいけないと思うのですけれども、何らかの方法で被災者の意識というのですか、そういうものをお示しするようなことは考えていきたいと思います。</p>
<p>議 長 加藤委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>会長はもうご存じというか、覚えていらっしゃると思うのですが、見直しの中で計画期間が見えないと多分進まないと思うのです。今までの話ですと、復興計画 10 力年に合わせてという考えもあるかとは思いますが、やはり、現計画は 5 年間、やはり時の流れは速いということから、多分 5 年という設定だったと思います。30 年先を見通してということなのですが。</p>
<p>議 長</p>	<p>福島県としては 10 年、40 年という形で長く続いていくとは思いますが、やはり全国あるいは世界を見ますと非常に時の流れが速くて動いている部分もありますので、今までのような考え方で、途中で中間で見直し、見直しというのもいいとは思いますが、できるだけ時の流れに合ったような、フレキシブルに対応できるような仕組みというのですか、そういうものを分科会でも検討していただきたいと思います。お願いします。</p> <p>単純にここで復興計画が 10 力年だから 10 力年かというのと、多分そうではなくて、もうちょっと流れに沿ったような計画の期間、設定の仕方が要るだろう、これも部会の中で議論させていただくということでもよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、冒頭に申し上げましたが、部会はこれから月に 1 回程度というお話だったので、部会が動くたびに皆さん方にはその都度、その審議の経過等についてお知らせして、皆さんのほうからもご意見が反映できるような形をとっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 土地・水調整課長</p>	<p>議事 2</p> <p>では、次の議題に移らせていただきます。次の議題は、2 番目、「福島県国土利用計画の見直しについて」であります。これについて事務局のほうからご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>土地・水調整課の高橋と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、資料 2 により、福島県国土利用計画の見直しについてご説明申し上げます。</p> <p>今回の見直しにおきましては、本日諮問がありました国土利用計画と、先に諮問があった土地利用基本計画の両計画を併行して見直すことを予定しておりますので、両計画の関係を簡単に説明させていただきます。資料 2 の 4 ページ目を</p>

お開きください。

参考資料として「国土利用計画とは」をご覧いただきたいと思いますが、国土利用計画には、全国計画、県計画、市町村計画の3つがございます。下側にあります体系図のとおり、国土利用計画の全国計画を基本として県計画がありまして、県計画を基本として市町村計画がございます。また、全国計画と県計画を基本としまして県の土地利用基本計画がございます。都市計画などの各個別規制法が土地利用基本計画に即して運用されることになっております。今回の見直しにおきましては、この図の県計画と土地利用基本計画の両計画を併行して見直すことを予定しております。

1ページ目にお戻りいただきたいと思いますが、まず、見直しの背景でございますけれども、(1)といたしまして、福島県国土利用計画は、県土利用に関して最も基本となる計画であり、行政上の指針となる計画であることから、社会情勢を踏まえ見直しが必要となっております。(2)東日本大震災や原子力災害などによる本県を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応し、適正かつ合理的な県土利用を図るため見直しが必要となっております。(3)東日本大震災などを受け、福島県総合計画が見直される予定であることから、部門別計画である本計画を見直し、総合計画との整合性を図ることが必要となっております。

次に、計画期間でございますけれども、総合計画の審議を踏まえ今後検討してまいりたいと考えております。なお、参考といたしまして、現在の福島県の第五次計画期につきましては平成22年12月14日に議決・決定をしております、目標年次は福島県総合計画と同じ平成26年となっております。

次に見直しの視点でございます。(1)全般といたしまして、各種計画、具体的には福島県総合計画、福島県復興ビジョン、福島県復興計画等との整合でございます。(2)県土利用の基本方針の見直しでございますけれども、福島県国土利用計画では県土利用の基本方針といたしまして4つの方針がございます。そのうち、土地利用の質的向上の中に「災害に強い県土づくり」という項目がございます。この内容の拡充などの視点が考えられます。(3)県土の利用区分ごとの規模の目標の見直しでございますけれども、県及び市町村の復興計画推進に伴います例えば集団移転などの土地利用の再編と、利用区分の農用地、森林、宅地等の規模の見直しの視点がございます。

次に計画の見直し作業でございますけれども、国土利用計画法の規定に基づきまして、福島県総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、県議会に提出して議決を得るという流れとなっております。

次に見直しスケジュールでございますけれども、次のページを見ていただきたいと思いますが、左側が福島県国土利用計画の見直しスケジュールでございます。今後、検討部会、審議会での検討・審議を経まして、来年の2月に答申をいただき、議会での見直し案の審議を考えております。右側の土地利用基本計画も併行して検討・審議をいただきたいと考えております。

続きまして3ページに移りますが、「福島県国土利用計画見直し及び土地利用基本計画改定に係る審議について(案)」でございます。

議長	<p>1、土地利用基本計画改定検討部会について、記載の(1)でございますけれども、昨年2月15日開催の総合計画審議会における土地利用基本計画の改定に係る諮問を受けまして土地利用基本計画改定検討部会を設置したところでございます。この資料2の5ページ目、一番最後のページになりますけれども、現在、この7名の委員の方々に検討部会ということでお願いしてございます。</p> <p>3ページに戻っていただきたいと思いますが、1の(2)となりますけれども、その後、東日本大震災や原子力災害などにより部会による福島県土地利用基本計画改定の検討は中断しております。(3)でございますけれども、既に設置しております部会において、本日、知事から諮問のありました福島県国土利用計画の見直し及び中断してありました福島県土地利用基本計画改定について、併行して検討を行うこととしたいと考えております。</p> <p>次に2でございますが、部会の名称変更についてでございますけれども、福島県国土利用計画見直しについても併行して検討を行うということになりますことから、部会の名称を「福島県国土利用計画見直し検討部会」という名称に変更させていただきたいと考えております。</p> <p>私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
土地・水調整課長	<p>今、ご説明がありましたように進めることについて、皆さんからご質問等をお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。今ご説明がありましたように、これについても国土利用計画というのは結構専門性の高いものがあって、委員名簿を見ていただくと、提案はこれで継続したいということなのですが、総合計画審議会のメンバー以外の人たちにもお願いをしているということでよろしかったでしょうか。</p> <p>はい。特別委員ということで、この委員名簿の小橋さんと田中さんに特別委員ということでお願いしてございます。</p>
議長	<p>先ほどの部会とは違って、そのようなわけで少し専門性の高い方も入れて、そういう部会構成にしようという提案でございます。</p>
塩谷委員	<p>何かご質問等はございましょうか。</p> <p>福島大学の塩谷です。</p>
議長	<p>1点、ご質問なのですが、先ほどの総合計画の見直しにしてもそうですが、今後長きにわたるとなると放射能汚染の問題というものは避けて通れないと思えます。4月以降、制限区域等が見直されるようではありますが、この福島県の国土利用計画あるいは土地利用基本計画の見直しの中で、そうした長期にわたって利用が制限されるという地域の問題、あるいはその除染の問題というのがどういうふうに位置づけられるのか、あるいは議論されるのか、その点について現在のお考えがあれば教えていただきたいと思います。</p>
土地・水調整課長	<p>放射性汚染と除染の計画は長きにわたると、もちろん国土利用計画、福島県は特別に配慮しなければいけない。事務局、何か今考えていることはございますか。</p> <p>非常に難しい問題でございまして、そもそも土地利用計画制度というものは、我々が社会生活を営んでいく上で、どうしたら土地を有効かつ合理的に利用でき</p>

るかというようなことを調整する制度でございますが、現在の避難地域、あるいは放射能の被害を受けた地域におきましては、社会生活そのものが今は成り立っていないというところがございますので、そういった意味で土地利用を考える上での社会生活が成り立っていないのだというところがあるので非常に難しいとは思いますが、今現在、その社会生活を復旧すべくいろいろ取り組んでおりますので、その進行状況を見ながら検討していかざるを得ないのかなというふうに考えております。

具体的には、例えば、今現在、双葉地方の土地の区分がございますが、いろいろな地目、農地とか宅地とか森林とかいろいろございますけれども、そういったものがこれからの技術でどこまで社会生活が復旧できるような形にできるのか、あるいは、いろいろな技術が出て社会生活が戻っていきけるのかというようなところもでございます。そういった意味でこれからの問題になろうかなと、そういった状況も確認しながら進めていかなければならぬだろうと考えております。

ある程度、1年というスパンがございますので、その期間の中でどこまでできるかということになりますけれども、一つの視点としては、今ある地目・地域を復すべき目標として設定するというような考え方もございますでしょうし、あるいは、ある程度技術的にどこまで復旧して取り組んでもだめなのではないかというようなところがあれば、それをどういう形で位置づけていくかというような議論もまたあろうかと思えます。そういった今後の状況というのですか、社会生活の復旧状況、あるいはどこまで可能なかということも今後見極めながらそういった議論をしていく。短い期間ではございますが、この改定に当たっては、見極められるか、あるいはそういったことも検討してご審議いただくということになろうかと思えます。今現在ではこういった考えしか今は出せませんが、よろしく願いいたします。

議長

多分、全国の国土利用計画というのが大もとにあって、それで都道府県計画があって、市町村計画がある。この双葉地方の市町村の国土利用計画をつくらうとしたらもっと深刻です。だから、この県レベルで、今ご指摘の問題を国それから市町村、どういう橋渡しをするかというには、ちょっと悩ましい課題だけれども、すり抜けるわけにはいかないの、課題としては受けとめさせていただくことでよろしいですか。

塩谷委員  
議長

よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ほかはいかがですか。 それでは、この国土利用計画の見直し作業、諮問があった作業についてご提案があった方向で進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長

それで、ご提案の中でもう既に部会のメンバーが入っておりますので、部会メンバーはこのとおりということです。先ほどと同じように、ここでは、庄條委員、長林委員、小橋委員、田中委員、今日は出席しておられませんので、ここについても事務局のほうからご本人にお知らせをしていただくことにいたします。

議 長

土地・水調整課長

### 議事 3

それでは、これについて、一応議論は収束させていただいて、議題 3 に移らせていただきます。「福島県土地利用基本計画の一部変更について」であります。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料 3 によりご説明申し上げたいと思います。

今回の福島県土地利用基本計画の一部変更でございますけれども、もともと土地利用基本計画につきましては計画図と計画書の 2 つで構成されておりますけれども、今回諮問させていただきました案件は計画図のみの一部変更でございます。

それでは、お手元の資料 3 の 2 ページ目をご覧ください。5 つの地域のうち、今回の変更は森林地域を 24 ヘクタール縮小するものでございます。次に、3 ページをご覧くださいと思います。変更案件の内訳でございますが、3 件ございまして、田村市、いわき市、西郷村の森林地域の縮小案件でございます。

まず 1 件目の変更案件は田村市船引町における総合運動公園の整備に伴いまして森林地域を縮小するものでございます。この総合運動公園は田村市運動公園という名前でございます、田村市の市民全体のスポーツ・レクリエーション活動の活性化などに役立てようということで、市のスポーツ施設の拠点でございます。また、防災施設としての役割も担っていると聞いております。ちなみに、この体育館は震災後には避難者の受け入れ施設となったと聞いております。

続きまして 2 件目は、いわき市常磐藤原町における駐車場の整備に伴いまして森林地域を縮小するものでございます。この駐車場はスパリゾートハワイアンズの駐車場でございます、来客数の増加により整備したものでございます。震災後は休館しておりましたけれども、昨年 10 月には一部再開、また、昨日ですけれども、全面オープンしたという施設でございます。

3 件目は西郷村における農用地の造成に伴いまして森林地域を縮小するものでございますけれども、この農地は個人の方により造成されたものということでございます。農用地として今後利用していくために整備したものであるということでございます。

それでは、5 ページ目の A 3 サイズの図をご覧くださいと思います。田村市の総合運動公園の件でございますが、上と下の 2 つの図面がございますけれども、上の位置図をご覧ください。緑の線の区域が森林地域でありまして、中央部分の黄色い線で囲まれた部分が今回の森林地域となっております。ここが森林地域を縮小するところでございます。この図の右側に表示しております五地域の指定状況でございますが、現在は丸がついております都市地域、農業地域及び森林地域の 3 つの地域が重複しておりますけれども、今回の変更によりまして森林地域が外れるということでございます。

続きまして 6 ページをご覧くださいと思います。これはいわき市の駐車場の件でございますが、上の図の中央部分の黄色い線で囲まれた部分が、今回、森林地域を縮小する範囲となります。上の図の右側に表示しております五地域の指

定状況の表なのですけれども、現在、丸印が、都市地域、農業地域、森林地域の3つの地域が重複しておりますけれども、今回の変更によりまして森林地域が外れるということでございます。

続きまして7ページでございますが、これは西郷村の農用地の件でございます。上の図の中央部分の黄色い線で囲まれた部分、4ヘクタールでございますけれども、この部分が今回森林地域を縮小する範囲となるということでございます。五地域の指定表が右にございますけれども、現在は農業地域、森林地域の2つの地域に丸がついておりますけれども、今回の変更により森林地域が外れるということになります。

続きまして、今回の変更区域の現在の利用状況につきまして、写真によりご確認いただくということになります。スクリーンをご覧いただきたいと思っております。

今映っているのは田村市の森林地域の変更区域内における写真でございますが、これは北西方向を見た写真です。ですから、東側のほうから北西の方向を見た写真ということで、奥の道路沿いに黄色い線が見えますけれども、その線の手前が今回森林地域から外れるエリアになるということです。左側には陸上競技場、中央には総合体育館がございます。黄色い線の右側にあります森林については今後も森林地域のままということになります。これは西方向を見た写真ということです。黄色い線の手前側が今回森林地域が外れるエリアでございます。

この写真は、いわき市における駐車場ということにして、変更区域内において東方向を見た写真ということになります。黄色い線の手前側の駐車場のあるエリアが、今回、森林地域が外れるエリアでございまして、中央の奥にはハワイアンズの建物が、ちょうど中央くらいですか、見えるかと思っておりますが、建物が見えます。これは駐車場の南から北方向を見た写真ということにして、この黄色い線の手前側の駐車場が今回森林地域から外れるエリアということでございます。右側には若干ハワイアンズの建物が見えるということです。

これは西郷村の農用地の部分でございまして、上部からの写真でございます。今回、この黄色い線で囲まれたエリアを森林地域から外すものでございます。現況は農地となっております。田ということでございます。

それでは、資料3の9ページにお戻りいただきたいと思っております。変更案件に係る田村市、いわき市、西郷村への意見聴取による調整について記載しておりますが、いずれも異議がないということで調整が済みしております。このほか、国の関係行政機関とも事前調整をしておりますけれども、いずれも終了しております。

なお、今後の手続きとしましては、本日の審議会の後、国と協議をし、土地利用基本計画の一部変更を決定するということになります。森林地域から外れますと、今後、森林法に基づきます地域森林計画の対象森林から外れるという手続きが行われることとなります。

以上が本日の福島県土地利用基本計画の一部変更についての説明でございます。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

3件、土地利用基本計画の一部変更について、このようなご報告がなされまし

議 長

た。何かご質問やご意見はございますでしょうか。

私、一つ確認させていただいていいですか。最初の2つの案件なのですが、それぞれ最初の右側に変更前・変更後というのは、表があってそれを説明されました。それで森林地域が外れると。この2つの案件について、農業地域がそのまま残るのはなぜなのでしょう。土地利用は農業的な土地利用は全然ありません。でも、農業地域は残るのですか。

土地・水調整課長

今、会長さんのほうから、森林地域が外れるのになぜ農業地域が残ったままなのかというお話がございました。実は、農業地域の地域というものが、例えば5ページの下のほうには五地域すべてを起こした表で、ちょっと錯綜しておりますので見づらいかと思いますが、そこの中の農業地域はオレンジ色の部分ということになります。この農業地域につきましては、いわゆる農業を営むエリアということで、例えば集落とか道路とかため池とか、いわゆる農業を営んでいるエリア、農業を営んで生活をしていくのだという地域の広い意味でのゾーニングという考え方でこの農業地域というものが考えられておまして、その点、森林法に基づく、見やすいものでいいますと、上の図の森林の地域というものは、即地的に森林だったら森林という地域をカバーしてこの地図に落としておりますけれども、そういう森林法での地域というのはそういう形で捕捉しているという部分と、農業地域というものは農業を営むための空間という意味でのゾーニングという考え方がございまして、そこがちょっとそれぞれの地域の考え方が違うものですからこういうことになってしまっています。

議 長

スパリゾートの駐車場がなぜ農業的土地利用なのですか。

土地・水調整課長

その地域そのものが、あそこの湯本のインターチェンジを下りた地域全体ということで、この6ページを見ていただきますと、その地域、たまたまそこにハワイアンズはありますが、この地域そのもの一帯としては農業を営んでやっていこうという大きなゾーニングの中にあるというふうな解釈で農業地域が指定されているということで、こういう形になっているということです。

議 長

最後の一括の土地利用面積の変化の中で一覧表がありますけれども、この12ヘクタールあるいは8ヘクタールの農業的な土地利用と都市的な土地利用をどうやって按分しているのですか。最後に土地利用の変化があったことが示されています。最後の10ページです。今の農業的土地利用と都市的な土地利用はどうやって先ほどのところは按分するのでしょうか。ダブルカウントにはなっていませんね。

土地・水調整課長

都市地域とか農業地域、あるいはそれぞれの地域、例えば、都市的に進めていこうということについてはその都市地域の考え方に基づくゾーニング、農業地域の考え方でやっていくゾーニングということで重なっているところがありますので、例えば、ここでいきますと2ページ目の一番右側の欄で、変更後の計画面積のところを見ていただきたいのですが、その面積の五地域合計というものが出ております。229万ヘクタールですか。それは、県土面積、全体で137万8,000ヘクタール、五地域合計が229万ヘクタールということになっておりますが、それぞれ重なっています。

議 長 土地・水調整課長	ダブルカウントしているということですか。 そうです。
議 長 土地・水調整課長	すみません。初めて知りました。 それぞれ、都市的に開発していこう、あるいは農業的に開発していこうというものがダブっていて、ダブらないのは市街化区域と農業地域、特に優良な農地と、市街化を進めていこうという区域はダブらないようにするなど、いろいろなルールはあるのですけれども、基本的には大きなゾーニングでやるということです。
議 長	そういうことだそうであります。 何かご質問はほかにございでしょうか。 それでは、ないようでしたら、知事からなされた最後の諮問でしたけれども、「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、それは適当と認めて、その旨答申をするということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
議 長	（「異議なし」という声あり） ありがとうございます。 それで、ご意見がないようですので決定させていただきます。なお、この答申の文案については、私のほうに一任をさせていただいて、答申書をつくることにさせていただきます、こんなふうに思います。よろしいですか。
議 長	（「異議なし」という声あり） なお、その文案の最終的なものについては皆さんにももちろんお示しすることになると思います。よろしく願いいたします。
議 長	その他 さて、3までの議題が終わりまして、その他でございますが、事務局のほうから何かございでしょうか。
復興・総合計画課長	お願いいたします。 部会をつくらせていただきまして、部会の委員になられた皆様にはご多忙のところ何とぞよろしく願いをいたします。
議 長	日程であります。まず、総合計画の見直しの検討部会については3月の終わりから4月の中旬ぐらいまでの間に一度開催したいと思っております。それから、国土利用計画見直しの検討部会については4月中に開催をさせていただくということで、別途、それぞれの委員の方に日程調整させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。 それから、先ほど総合計画の見直しの中で、早矢仕委員のほうからお話がありました双葉郡の視察の関係でありますけれども、現実に可能なのかどうなのか、それから、皆さん方の日程が調整つくのかどうなのか、そういうこともありますので、改めてそれについて検討させていただきたいと思っております。 以上であります。 ありがとうございました。以上で本日の審議は終了いたします。 ただ一つ、今、事務局のほうから連絡があったのですけれども、先ほど田子さんのほうからイオンの進出のお話がありました。県のほうにはまだ手続き上の届



田子委員  
議長

け出がないそうです。それで、その状況が県のほうとして正確に押さえていないというのが今の実情のようです。

イオンと協定を制定して、2年以内に完成です。

ただ、都市計画法上のルールに従ってという手続きがありますので、そういう手続きは必ずどこかでやるはずですけども、今のところはないそうです。それが今の状況だそうです。

それでは、これで終わらせていただきますが、議事の進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

< 6 閉 会 >

司 会

これをもちまして、福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(以 上)